

Title	茨城県における徴兵逃亡・失踪者たち：明治・大正期の茨城県行政文書を中心に
Sub Title	The resisters to the Japanese conscription system : An attempt of the case study about the resisters in Ibaraki, Meiji-Taisho-era
Author	三上, 真理子(Mikami, Mariko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2011
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.16 (2011. 7) ,p.118- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20110709-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

茨城県における徴兵逃亡・失踪者たち

——明治・大正期の茨城県行政文書を中心に——

The Resisters to the Japanese Conscription System:
An Attempt of the case study about the Resisters in Ibaraki, Meiji-Taisho-era

三上 真理子

1. はじめに

本稿の目的は、明治・大正期の茨城県における徴兵逃亡・失踪者の実態を明らかにし、兵役を課す国家と課される国民の間の緊張関係について考察することにある。徴兵逃亡・失踪者とは、国家の課す兵役を回避するため、逃亡・失踪により行方をくらませてしまった者をさす¹⁾。彼らは“神聖な義務”である兵役を放棄して逃亡・失踪した者であり、戦前の日本においては処罰の対象となるだけでなく、“非国民”として社会的な非難のまなざしにさらされた²⁾。しかしながら、逃亡・失踪による徴兵忌避は明治 6 年の徴兵制度の導入当初から存在し、昭和に入ってもなお発生し続けていた。「昭和十一年陸軍省統計年報」(昭和 11 年)によると、昭和 11 年だけでも全国で 1,649 人が逃亡・失踪し、同年までの累計は 20,833 人に上る。逃亡・失踪により行方をくらすことは、徴兵忌避の主要な手段として利用され続けてきたと推測できるのである。

しかし、史料の制約もあり、徴兵制度における逃亡・失踪者に関する研究は立ち遅れているのが現状である。むろん、地域や時期を限定し、各地域に残された史料を丹念に読み込んだ研究はすでにいくつか上梓されており、沖縄県、千葉県、長野県、愛知県における逃亡・失踪者に関する興味深い研究がなされている³⁾。しかしながら、地域・時期ともに実態の一部が解明されただけであり、全体像の解明にはほど遠い状況である。今後さらに、都道府県・市町村に残された史料から、それぞれの地域における逃亡・失踪の状況を明らかにしていく必要がある。都道府県・市町村は兵役を課す国家機構の末端に位置し、兵役を課される人々との接点でもあった。ゆえに、都道府県・市町村レベルの史料を検討することで、各地の実情を反映したより具体的な考察が可能になるはずである。

本稿はこうした視点から、茨城県の行政文書を手がかりに、明治・大正期の茨城県における徴兵逃亡・失踪の実態の一端を明らかにし、徴兵と民衆(国家と国民)について考察を加えようとするものである。茨城県を分析対象として選んだ主な理由は、①明治・大正期の戦争に際して、県出身の将兵を多数送り出していること(従って多くの戦傷死者を出していること)、②茨城県における徴兵忌避に関する先行研究が存在しているにもかかわらず、逃亡・失踪に関する記述はほとんどなくその実態が不明であること、③筆者は茨城県に居住・勤務の経験が長く、

史料へのアクセスが比較的容易なこと、の3つである⁴⁾。

本稿では茨城県立歴史館（茨城県水戸市）が所蔵する行政文書（布達、伺など）のうち、明治期および大正期の徴兵逃亡・失踪者に関する二つのリストを分析の軸に据える。これら二つのリストを分析することで、明治初期および大正期の茨城県における徴兵逃亡・失踪の実態の一部を明らかにしたい。また、二つのリストの分析結果を比較することで、明治から大正へと時代が移り変わるなか、軍隊と人々の関係がどのように変化していったのかを検証し、そうした変化をもたらした要因についても考察を加えたい。

なぜ彼らは逃亡・失踪したのか。その後彼らはどうなったのか。彼らの行為はどう受け止められたのか。こうした徴兵逃亡・失踪者をめぐるさまざまな疑問に答えることは、軍隊・兵役と人々の関係を考える際に重要なヒントを与えてくれるはずである。本稿は徴兵逃亡・失踪者という存在から、明治・大正期の徴兵と民衆（国家と国民）の関係を捉えなおすための、ひとつの試みである。

2. 明治初期の逃亡・失踪者—明治17年の「徴兵失踪人名」リストより

（1）徴兵を嫌がる人々

そもそも茨城県の人々は徴兵をどのようにとらえていたのだろうか。陸軍省の「統計年報」には各県の徴兵状況が記載されているので、茨城県に関する記述を抜き出してみよう。「兵役志願の者許多なりと雖も虚病を構え之を避けんとする者も亦少なからず」（「陸軍省第一年報」明治8年～9年）、「事故を訴へ召集に応ぜざる者多し兵役志願の者少なし」（「陸軍省第二年報」明治9年～10年）といった記述がみられ、徴兵を嫌がる風潮があったことが推測される⁵⁾。

次に、茨城県の行政文書をみてみよう。徴兵制度導入の翌年、明治7年には次のような布達が出され、徴兵担当者らに注意が促されている。「徴兵御召募之儀」に関して人々が種々の「苦情」「哀訴」「嘆願」を申し立て、また、「分家」や「養子」の願いを出すものもあるが、徴兵規則に照らしてはなはだ「不都合」な訴えも多いので、注意して取り調べにあたるべし（県布達第61号、明治7年10月15日）。さらにその翌年には「兵役を厭ひ其度に臨み養子分家を願忌避の儀」がみられるが、こうした手段を講じないよう「告諭」すべしとの布達が出されている（県布達第58号、明治8年3月7日）。その他にも、「兵役を遁れしめんとのみに其意を注し」養子・分家などを願い出る者が多いが、父兄の「心得違」であると戒める布達も見られ、人々が兵役を逃れるため養子・分家といった合法的な忌避手段を利用していたことが推測される（県布達第199号、明治8年8月12日）。養子・分家などのほかにも、父母の仮病により免役を願い出るといった手段も利用されていたことが史料から確認できる⁶⁾。

さらに、明治10年には、徴兵は国民の義務であるのに「人民十中八九」はその義務たるをわきまえず養子や絶家再興を利用して「兵役を規（ママ）避せんとする」だけでなく、甚だしいものは「自ら其支体を折傷し」あるいは「炭漆を以て不具の様を偽擬」して兵役を逃れようとするなど「不都合」が多いとの布達が出されており、茨城県でも徴兵忌避の横行に苦慮して

いたことがうかがえる（県布達乙第 52 号、明治 10 年 3 月 1 日）。また、この記述からは、養子・分家などの合法的手段のみならず、自らの身体を傷つける、病気を装うなどの非合法的な忌避手段も利用されていたことがわかる。仮病（詐病）に関しては、病気のため兵役を願い出る者の提出する診断書には「不明瞭」なところが多くみられるが、万一「私情依頼等に依り虚飾之容体」を記したことが露呈した医師は「不相済」（具体的な処罰については言及なし）ものと心得よとの布達を出し、医師に偽の診断書を書かぬよう注意を促している（県布達第 244 号、明治 8 年 10 月 8 日）。

以上のように、茨城県の人々は徴兵制度を積極的に受容したわけではなく、さまざまな手段を利用して徴兵から逃れようとしたことが確認できる。もっとも、こうした風潮は茨城県だけにみられたものではない。「陸軍省第五年報」（明治 12～13 年）には「壮丁は兵役を厭忌し百方規（ママ）避巧に免役の区域に入り遂に徴募人員を減却すること一年一年より甚だしく」、第一・第四軍管区では兵士の数が不足してしまったという記述があり、徴兵を忌避する風潮は全国的に見られたと思われる。なお、ここで指摘されている第一軍管区は、東京府、栃木、千葉、神奈川、静岡（の一部）、山梨、埼玉、群馬、長野、新潟（の一部）の各県から構成され、茨城県もここに属する。

徴兵制度が導入された明治初期から徴兵忌避者（合法的あるいは非合法的な手段を用いて兵役を回避しようとする者）が存在したことは、近年の研究の進展により徐々に明らかにされつつある⁷⁾。徴兵制度の導入当初は、免役条項（長男、嗣子、承祖の孫、養子、戸主などは免役となる）を利用した合法的忌避とともに、詐病・毀損などの非合法的な忌避が横行し、政府・軍部を悩ませた⁸⁾。そして、徴兵逃亡・失踪という手段もまた徴兵を嫌う人々により利用されてきたのである。

（2）明治初期の徴兵逃亡・失踪者たち

1) 徴兵逃亡・失踪者の数

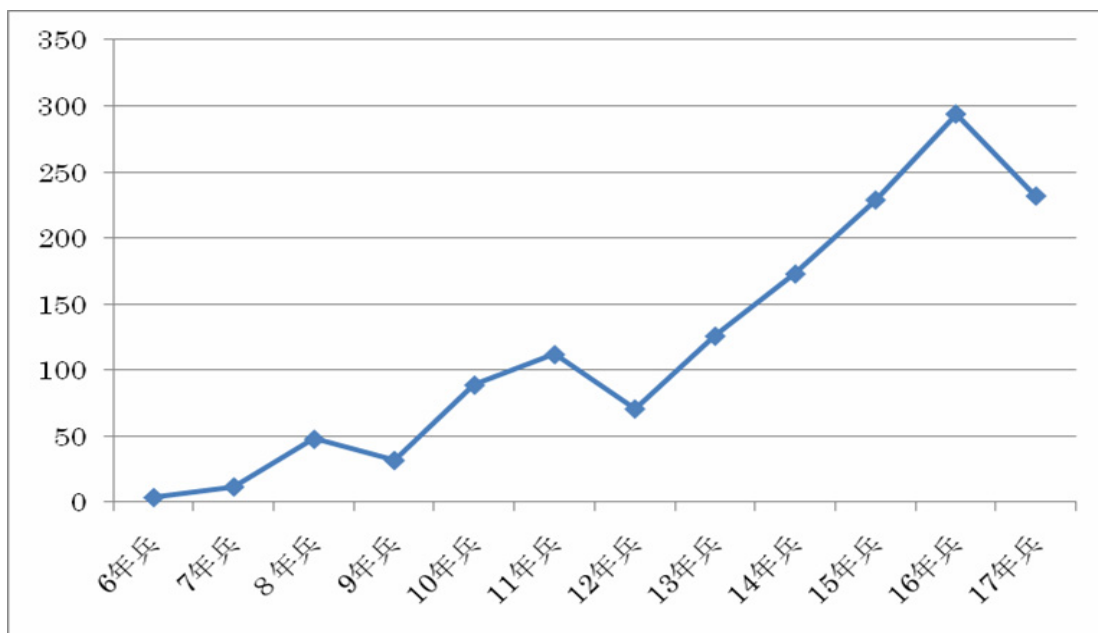
逃亡・失踪者に関する茨城県の布達を見よう。明治 8 年には「出稼他出脱走」などの届出に関して、満 17 歳から 20 歳は「徴兵に係致し詐欺に出るに嫌疑ある」ため「一層厳密に取糺すべき」との布達が出されており、軍当局も徴兵適齢者の逃亡・失踪を警戒していたことがうかがえる（県布達第 284 号、明治 8 年 11 月 22 日）。また、明治 10 年には、徴兵下検査の際、「不参或は所在を詳にせざる」届出に関して「一層注意」すべきこと、たとえ一度は逃れても検査を受けるまでは「束縛を免れざる」ことを「父兄親戚たる者」に「篤と心得させ」るべきであるとの布達が出されており、徴兵検査を受けないで済まそうとする徴兵適齢者が（布達を出し注意を促す必要があるほどに）存在したことが推測できる（県布達乙第 24 号、明治 10 年 2 月 3 日）。また、「父兄親戚」も説諭の対象とされていることから、逃亡・失踪が本人のみならず家族・親戚ぐるみで行われていたことが推察される。この点に関して、茨城県北部（久慈郡・多賀郡）における明治期の徴兵忌避を分析した生田目は、字・村などの同一行政地域で

ほぼ類似した忌避の方法が利用されていること、また、血縁関係を通してほぼ同一の忌避の方法が利用されていることを指摘し、徴兵忌避が家や部落・村といった単位で行われていたのではないかと推測している（生田目 1978：310 - 311）。

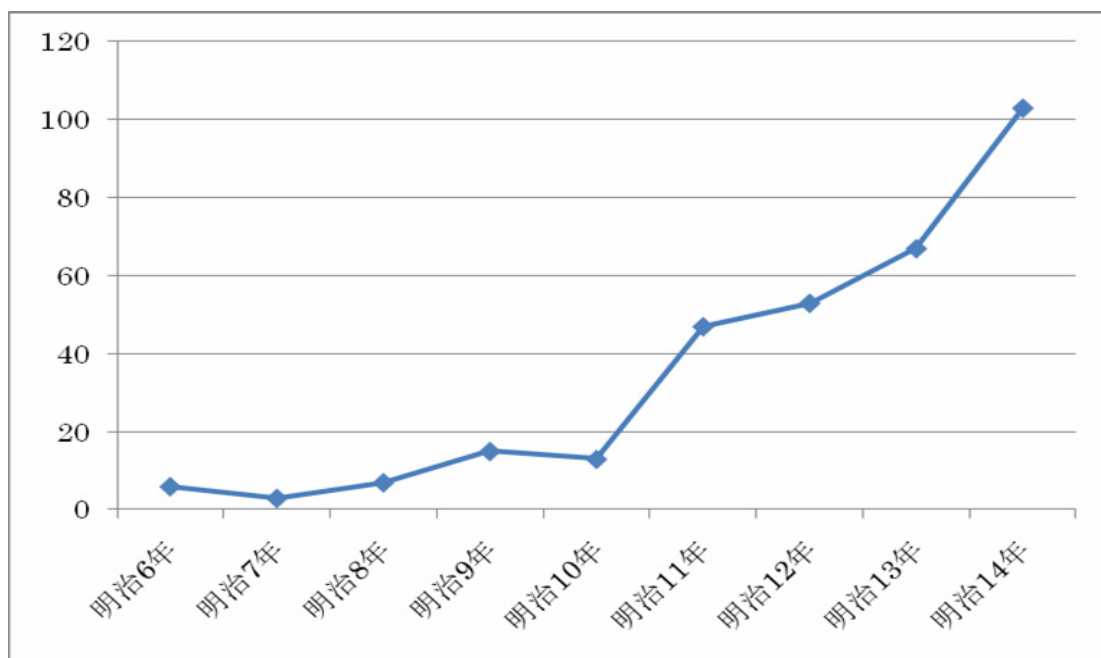
では実際、茨城県にはどれくらいの逃亡・失踪者が存在したのだろうか。明治 17 年、戸長役場あてに出された布達の中に、明治 6 年から 17 年までに発生した「徴兵失踪人名」のリストが記載されている（県布達乙第 21 号、明治 17 年 6 月 25 日）。この名簿は郡ごとに作成され、各年ごとに発生した「徴兵諸名簿記載の失踪者」（徴兵検査を受ける義務があるが逃亡・失踪し所在不明の者。以後、徴兵失踪者とする）の本籍・身分・職業・戸主との続柄・氏名が記されている。以下では、この名簿を手がかりに明治初期における茨城県の徴兵失踪者の状況をみていこう。

明治 6 年から 17 年にいたる 12 年の間に、茨城県で発生した徴兵失踪者の合計は 1,421 人である⁹⁾。他府県のデータと比較してみよう。明治 6～14 年までの愛知県における失踪・逃亡者の累計数は 451 人で、同時期の茨城県の徴兵失踪者の累計数 666 人より 200 人以上も少なくなっている（池山 2002：12）。次に、徴兵失踪者の年度ごとの推移を見てみよう（グラフ 1 参照）。徴兵失踪者が最も多かったのは明治 16 年で失踪者の数は 294 人に上る。グラフ 1 より、おおまかな傾向として、明治 10 年あたりから徴兵失踪者の数が急増しはじめ、その後も年を追うごとに増加しているのがわかる。明治 17 年に失踪者数が減少しているが、これは筑波郡の明治 17 年分のデータが欠落しているためであると思われる¹⁰⁾。こうした傾向は茨城県だけにみられるものなのだろうか。同時期の愛知県における徴兵失踪者数の推移をみると、茨城県とほぼ同様の傾向を示し、明治 10 年代に失踪者が増加している（グラフ 2 を参照）¹¹⁾。

なぜ、明治 10 年あたりから徴兵失踪者の数が急増しだしたのだろうか。まず考えられるのは西南戦争（明治 10 年 2 月～9 月）の影響である。西南戦争は徴兵された兵士たちが動員された初めての戦争であり、官軍側で約 1 万 5 千人の戦傷死者が出ている。茨城県における戦傷死者数は不明であるが、人々の動揺は激しかったようで、さまざまな「訛言流説」をみだりに「憑信」し「疑惑動揺」せぬようにとの布達が茨城県権令より出されている（県布達乙第 56 号、明治 10 年 3 月 5 日）。同時期の『読売新聞』にも、「横町の八百屋の息子の髪の毛」が「西国」から届いたのをみて、「梅毒」になるようにと次男に「地獄」を買わせようとしたり、水天宮や成田山に徴兵検査不合格の祈願をかける「親兄弟」の行為をいさめる論説が掲載されており、西南戦争が人々の忌避感情をあおったことを推測させる（明治 10 年 9 月 6 日付）。また、明治 10 年代には徴兵令が 2 度にわたって改正され、合法的忌避の手段（徴兵養子や分家など）が制限されていったことも、逃亡・失踪という非合法的な忌避手段の増加につながったと思われる。すなわち、戦争の勃発、徴兵制度の改正が逃亡・失踪者の増加を招いたと考えられるのである。



グラフ 1 茨城県における徴兵失踪者 (年度ごと) *縦軸の数値は人数



グラフ 2 愛知県における徴兵失踪者数 (年度ごと) *縦軸の数値は人数

2) 地域による発生率の比較

次に、地域（郡）ごとの徴兵失踪者の発生状況をみてみよう（表1）。徴兵失踪者が多いのは東茨城郡（現水戸市周辺）、豊田郡・筑波郡（現つくば市周辺）、那珂郡（現ひたちなか市周辺）で、それぞれ徴兵失踪者の累計は192人、189人、170人となり、平均すると毎年15名前後の徴兵失踪者が出ている計算になる。逆に、徴兵失踪者が最も少ないのは岡田郡（現石下町周辺）、信太郡（現牛久市周辺）で、それぞれ累計で21人、33人である。大まかな傾向として、県央部および西部で徴兵失踪者が多く、南部および北部では少なくなっていることがわかる。

さらに、徴兵失踪者の発生しやすい地域をより正確に割り出すために、各郡ごとに壮丁（徴兵適齢者）数を分母、徴兵失踪者を分子とした百分率で比較してみよう。残念ながら、明治6～17年度の各年・各郡ごとの壮丁数を確認できる史料は入手できなかったが、明治18年度の壮丁数を「徴兵検査巡回日割表」から確認することができた（県布達乙第70号、明治17年11月8日）。ここでは明治18年度の壮丁数を分母とし、リストから割り出した明治17年の徴兵失踪者数を分子として、各郡ごとの徴兵失踪者の発生率を計算した（表1）。

各郡ごとの徴兵失踪者の発生率をみると、高い数値を示したのは①那珂郡（4.54%）、②東茨城郡（3.81%）、③豊田郡・筑波郡（3.69%）である。そのほかに茨城県全体の平均値（2.75%）を上回ったのは、④真壁郡（3.00%）と⑤新治郡（2.82%）の2郡である。これらの5つの郡は当時の茨城県のなかでは比較的産業化・都市化の進んだ地域であった。

「陸軍省第六年報」（明治13～14年）には、茨城県の徴兵状況について「北方山間の者は気風質朴にして身幹は壮大なり南方の人民は狡猾にして身幹稍小なり」との記述があり、その理由については「南方の人は海浜に近く都会の人民と相接するを以て人智自ら進むのに対して「北方は山間に住し質朴に生長する」からであろうと説明している。要するに、北部は「質朴」なのに対し南部は海と都会に近い「狡猾」の傾向があるというのである。茨城県の南に位置する千葉県について、同年報は「大概海浜の漁民にして風俗純良ならず狡猾の徒極めて多きを以て検査に際し逃亡し又は事を設て免役又は徴集猶予等を出願する」と批判している。また、東京府については「忌避するの念あるは概して免れざる所なり」とし「逃亡も他県に比すれば頗る多し」と報告している。愛知県においても臨海部および都市周辺での逃亡・失踪率が高くなっているが、茨城県においても都市部で逃亡・失踪率が高くなっていることが確認できた¹²⁾。しかし、臨海部に位置する多賀郡（2.28%）、鹿島郡（2.36%）、また、霞ヶ浦に面する行方郡（2.03%）、信太郡（1.97%）については、いずれも全体の平均を下回っており、とくに高い失踪発生率を示してはいない。この点についてはさらなる検証が必要と思われる。なお、都市部および臨海部で失踪発生率が高くなる理由としては、臨海部においては海から逃げやすいという地理的な条件、都市部においては教育程度の高さという文化的な条件との関連が考えられる。後者については後述する。

表 1 郡別の徴兵失踪者の状況 (明治)

	17 年の徴 兵失踪者 数(人)	壮丁数 (人)	失踪発生率	徴兵失踪者 累計(人)	年平均徴兵 失踪者数 (人)
那珂郡	36	793	4.54%	170	14.17
東茨城郡	30	788	3.81%	192	16.00
豊田郡・筑波郡	32	868	3.69%	189	15.75
真壁郡	26	867	3.00%	99	8.25
新治郡	25	887	2.82%	134	11.17
結城郡・岡田郡	9	368	2.45%	57	4.75
鹿嶋郡	12	509	2.36%	54	4.50
河内郡	10	427	2.34%	49	4.08
久慈郡・多賀郡	31	1362	2.28%	162	13.50
西茨城郡	11	500	2.20%	67	5.58
行方郡	9	443	2.03%	78	6.50
信太郡	5	254	1.97%	33	2.75
北相馬郡	9	477	1.89%	50	4.17
西葛飾郡・猿島郡	7	623	1.12%	87	7.25
合計	252	9166	2.75%	1421	118.42

注1) 壮丁数は明治 18 年度徴兵検査巡回日割表より引用

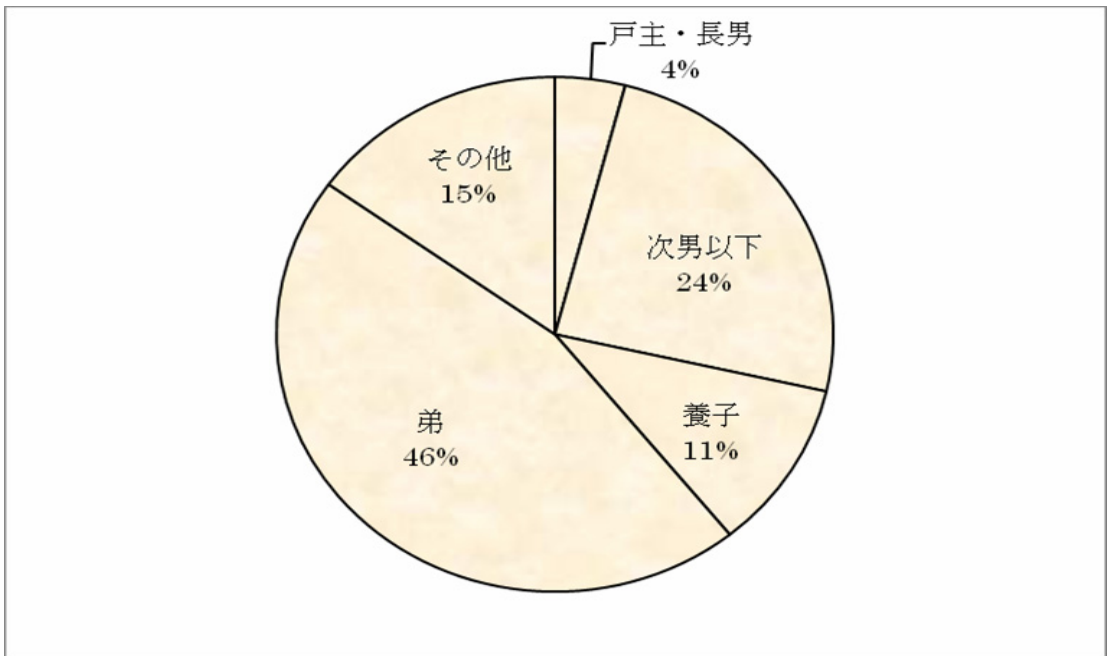
注2) 失踪者累計は明治 6 年から 17 年度までの累計数

注3) 筑波郡は明治 17 年兵がゼロとなっているが、明治 16 年兵に統合されているおそれがあるため、筑波郡・豊田郡については明治 15 年兵の数値を使用した。

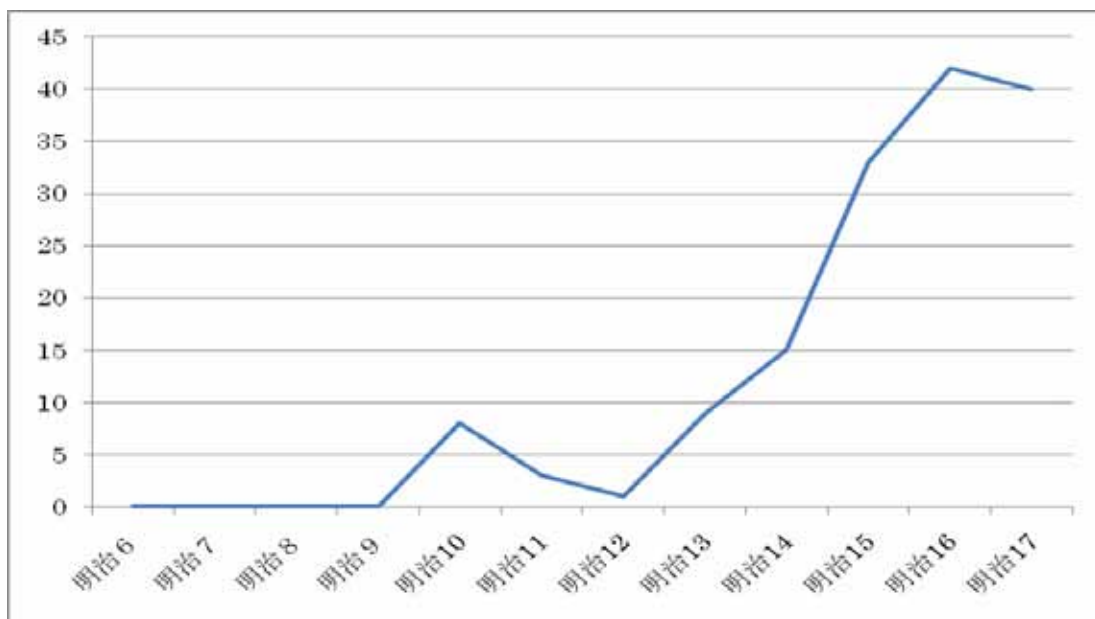
3) 徴兵失踪・逃亡者の社会的属性

続いて、身分、職業、戸主との続柄について確認しておこう。まず、身分については「平民」が 1,386 人、「士族」が 35 人となっており、徴兵失踪者の 97.5%が「平民」にあたる。次に、職業については「農」1,262 人、「商」73 人、「工」23 人、「雑業」55 人、「その他」8 人となっており、徴兵失踪者の 88.8%が農業従事者にあたる。戸主との続柄については「弟」(46%)が最も多く、「次男以下」(24%)、「養子」(11%)と続いている(グラフ 3 を参照)。「戸主・長男」でありながら失踪・逃亡した者が 4%みられるが、明治 22 年までは戸主およびその嗣子は免役または猶予となったため、徴兵を忌避して逃亡・失踪する理由はなく、何らかの別の理由により所在不明になったものと思われる。

とりわけ興味深いのは「養子」の徴兵失踪者である。前述のとおり、明治6年の徴兵令では「養子」は免役とされたため、形だけの養子縁組である“徴兵養子”が流行した。そのため、政府は明治12年の改正で、養父母の年齢50歳以上の養子のみ「国民軍のほか免役」（実質的に免役）、さらに明治16年の改正で、養父母年齢60歳以上の養子のみ「徴兵猶予」（猶予だが実質的には免役）とし、“徴兵養子”の制限を図った。こうした改正により、徴兵忌避を目的として養子縁組した者のなかにも、免役・猶予が得られないというケースが発生した。養父母の年齢までは名簿に記載されていないので断定はできないが、「養子」でありながら所在不明となった者のなかには、そうした理由から逃亡・失踪した者が相当数含まれていたのではないかとと思われる。グラフ4は「養子」の徴兵失踪者の年度別の推移を示したものであるが、改正が行われた明治12年を境に急激に増加していることがわかる。このことから、兵役を逃れることを目的とした“徴兵養子”が多数存在していたことが推測できよう。



グラフ3 戸主との続柄



グラフ 4 「養子」の徴兵失踪者の発生件数 *縦軸の数値は人数

これまでの分析をまとめてみよう。茨城県において明治 6 年から 17 年の間に発生した徴兵失踪者 1,421 人の社会的属性をみると、身分別では「平民」が圧倒的に多く、職業別では農業従事者が最も多い。また、戸主との続柄でみると、徴兵の対象となる「弟」と「次男以下」が 7 割を占める。以上のことを考え合わせると、農家の次男以下が徴兵失踪者になる割合が最も高く、徴兵制度は彼らの負担の上に成り立っていたと言えよう。

3. 大正期の徴兵逃亡・失踪者—大正 15 年「所在不明徴兵最終処分未済者」リストより

(1) 二つのリストの間

1) 予備役・後備役兵の逃亡・失踪

第 2 章では明治 17 年の「徴兵失踪者」リストを中心に、明治前期（明治 6～17 年）の徴兵逃亡・失踪者の状況を概観した。第 3 章では大正 15 年の「所在不明徴兵最終処分未済者」リストを中心に、明治末から大正期（明治 39～大正 14 年）の徴兵逃亡・失踪者の状況を検討していく（県報第 1462 号彙報、大正 15 年 12 月 16 日）。

残念ながら、二つのリストの間、すなわち明治 18～38 年の徴兵逃亡・失踪者のリストは確認することができなかった。しかし、明治 18～20 年および 22 年には「徴兵失踪者」の状況を厳重に調査せよとの布達や訓令が出されており、これらには第 1 章で検討したリストと同種のリストが添付されていたと推測されるが、リストそのものは未確認である¹³⁾。

しかしながら、二つのリストの間にも、徴兵逃亡・失踪に関する行政文書が何点か確認できる。この時期で興味深いのは、予備役・後備役兵の逃亡・失踪に関する文書が登場することである。当時の徴兵制度においては、現役（3年）を終えると予備役（4年）、さらにそれを終えると後備役（5年）に編入され、戦時となれば動員される可能性があり、平時においても演習や教育などの召集を受けた¹⁴⁾。第1章で扱った徴兵失踪者は徴兵検査を受けずに逃亡・失踪した者であるが、予備役・後備役の逃亡・失踪者は徴兵検査を受け現役を終えたのちに逃亡・失踪した者である。ここでは、後者のタイプの逃亡・失踪者について少しふれておきたい。

明治20年、多賀郡長から次のような訓示が出されている。本年の予備役の演習召集の「不応者」は対象者731人のうち61人の「多数」にのぼり、予備役がこのような状態では後備役の召集についても思いやられる。このように「多数」の「不応者」がいるようでは、軍隊の編成にも「差響を生じ」「軍機を失し容易ならざる不都合を醸生する」ことになる。各戸長は「不応者」の出ないように説諭に努めよ。なお、別表に記載された「不応者」数は、那珂郡（62名中8名）、久慈郡（78名中4名）、多賀郡（20名中5名）となっており、「不応者」発生率はそれぞれ12.9%、5%、25%と、現役の逃亡・失踪者よりも高い数値を示している¹⁵⁾。

翌21年にも同じく多賀郡長から、予備役・後備役の「在郷兵」で「逃亡失踪の者」が少なくないので、逃亡・失踪者が出た場合はすみやかに氏名・兵種・発年月日を明らかにして搜索の便宜を図れとの訓示が出されている。さらに、明治20年および21年には予備役・後備役の逃亡・失踪者リストの作成を命じる県令も出されている（県令乙第51号、明治20年12月30日、県令乙第14号、明治21年5月11日）。残念ながらリストそのものは掲載されておらず実数は確認できないが、これらの史料から在郷の予備役・後備役の中からも多数の逃亡・失踪者が発生していたであろうことが推測できる。

2) 徴兵制度の確立と二つの戦争

ところで、明治20年代から30年代にかけては、兵役と軍隊をめぐる状況が大きく変化した時期である。大正期のリストの分析に入る前に、まずこうした状況の変化にふれておきたい。

第一の変化は、徴兵制度の整備・確立である。第1章でみたように、導入当初の徴兵令にはさまざまな免役条項があり、それらを利用した兵役忌避が横行した。こうした事態に苦慮した政府は、徴兵令の改正を重ね、免役・猶予に関する条項を徐々に制限してきたが、明治22年に“兵役忌避の温床”として批判されてきた免役条項の大幅撤廃に踏み切った。その結果、「免役」は「疾病・不具」のみ、「延期」（「猶予」はなくなり「延期」という措置になった）は「罪科者」「貧困者」「学生」（留学生も含む）のみに限定され、従来のような「家」関係の免役・猶予（養子、戸主など）はすべて撤廃された。これにより合法的な忌避手段が大幅に制限され、これ以降、徴兵忌避の主流は、非合法的な手段（逃亡・失踪、詐病・毀損など）へと移行していくことになる。また、兵役忌避に関する罰則も大正7年の改正で強化され（1月以上1年以下の重禁錮→3年以下の懲役）、昭和2年の兵役法にもそのまま引き継がれた。

第二の変化は、この期間に日本は二つの対外戦争を経験したことである。日清戦争（明治 27～28 年）では約 24 万人が兵力として動員され、約 1 万 3,000 人が戦死（病死含む）した。また、日露戦争（明治 37～38 年）では、日清戦争をはるかに上回る約 109 万人が動員され、戦病死者も約 8 万 4000 人に上った（戸部 1998 : 133-134）。茨城県でも、県下から徴兵された兵士の多くが属する第一師団・歩兵第二連隊が日清戦争および日露戦争に動員され、北支の戦場に送られている。特に、日露戦争の激戦のひとつである旅順攻略戦では多くの犠牲者を出した。徴兵人員の増加、戦病死者の増加は、徴兵される若者やその家族らに大きな影響を与えたと思われる。

以上のような兵役や軍隊をめぐる状況の変化を受けて、茨城県における逃亡・失踪の状況にはどのような変化がみられるだろうか。以下では大正 15 年の「所在不明徴兵最終処分未済者」リストを手がかりに、明治末から大正にかけての逃亡・失踪者の状況をみていこう。

（2）大正期の徴兵逃亡・失踪者たち

1) 徴兵逃亡・失踪者の数

大正 15 年の「所在不明徴兵最終処分未済者」リストには、各郡ごとの逃亡・失踪者の氏名・本籍地・生年月日が掲載されており、リストに掲載された逃亡・失踪者の数は明治 39 年～大正 14 年の累計で 428 人に上る。これら 428 人は満 40 歳未満で茨城県に本籍があり、大正 15 年の時点で所在不明のままとなっている者たちである。満 40 歳未満に限定されているのは、満 40 歳をすぎると兵役の義務がなくなり兵籍からはずれるためである。明治初期（明治 6～17 年）の逃亡・失踪者の累計 1421 人と比較すると、逃亡・失踪者数は約 1000 人近くも減少し、明治期の約 3 分の 1 へと激減している。年平均の逃亡・失踪者数も茨城県全体の平均で 118.42 人（明治）から 23.78 人（大正）と約 5 分の 1 に減少している（表 1、表 6 を参照）。陸軍省の「統計年報」から明治中期および大正前期の全国の逃亡・失踪者の数を抜き出してみると表 2、表 3 のようになり、全国規模でみると茨城県におけるほど大きな変化はみられない¹⁶⁾。

なぜ、茨城県において逃亡・失踪者の数が激減したのだろうか。第一に、日露戦争後の明治 42 年、水戸に第 14 師団の歩兵第 2 連隊・工兵第 14 大隊が創設されたことが影響していると思われる。従来、茨城県は第 1 師団（東京）の管轄下にあり、壮丁の多くは県外（東京、佐倉など）で軍隊生活を送らねばならなかった。しかし、水戸に歩兵第 2 連隊が移転してきたことにより、壮丁の多くは慣れ親しんだ茨城県において軍隊生活を送れるようになったのである。こうした変化は逃亡・失踪者の減少に影響を与えたと推測できる。第二、および、第三の理由としては、前述した徴兵制度の整備・確立と日清・日露戦争の影響が考えられる。特に、日清・日露戦争における徴集人員や戦病死者の増加は、兵役への忌避感情の高まりと同時に、忌避者に対する厳しい批判・非難の感情を喚起したと思われる。特に、同質的な村落共同体（特に農村部）においては、自分一人だけが兵役を逃れるために逃亡・失踪するという行為は選択しにくかったのではないだろうか。さらに、義務教育の普及や戦時の高揚の経験を通して、軍隊や

徴兵を受容する方向へ人々の意識も変化していったと推測される。むろん、こうした変化は茨城県だけにみられるものではない。しかしながら、何らかの理由（それが何であるかは今のところ特定できない）により、こうした影響が茨城県で顕著にあらわれたと思われる。

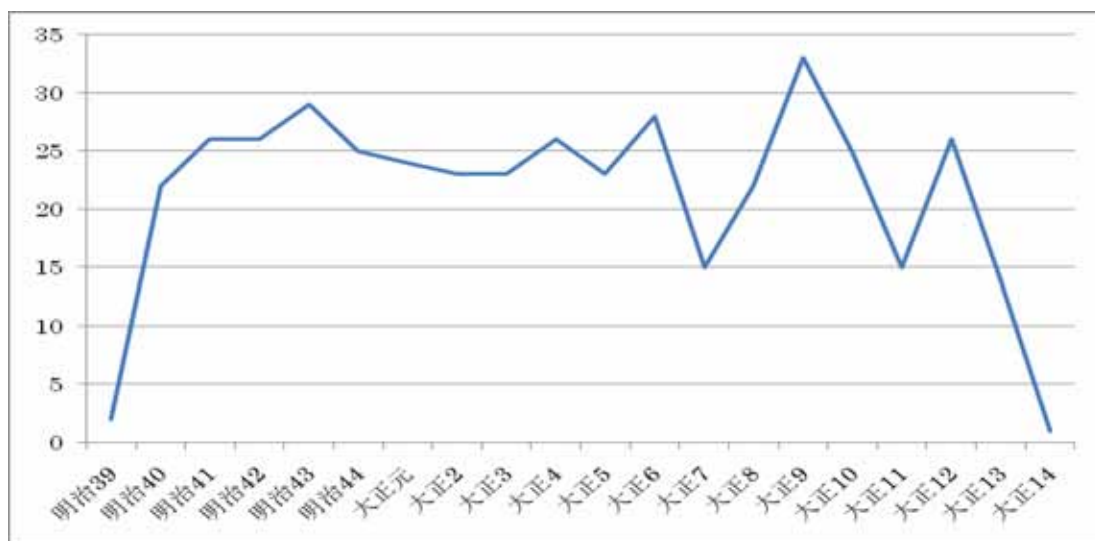
表2 逃亡・失踪者数の推移（明治）

	当年までの 累計(人)
明治 18 年	21,293
明治 19 年	46,246
明治 22 年	35,666
明治 23 年	25,632
明治 24 年	27,057
明治 25 年	32,509
明治 26 年	35,863
明治 27 年	40,500
明治 28 年	44,410
明治 29 年	45,980
明治 30 年	48,557

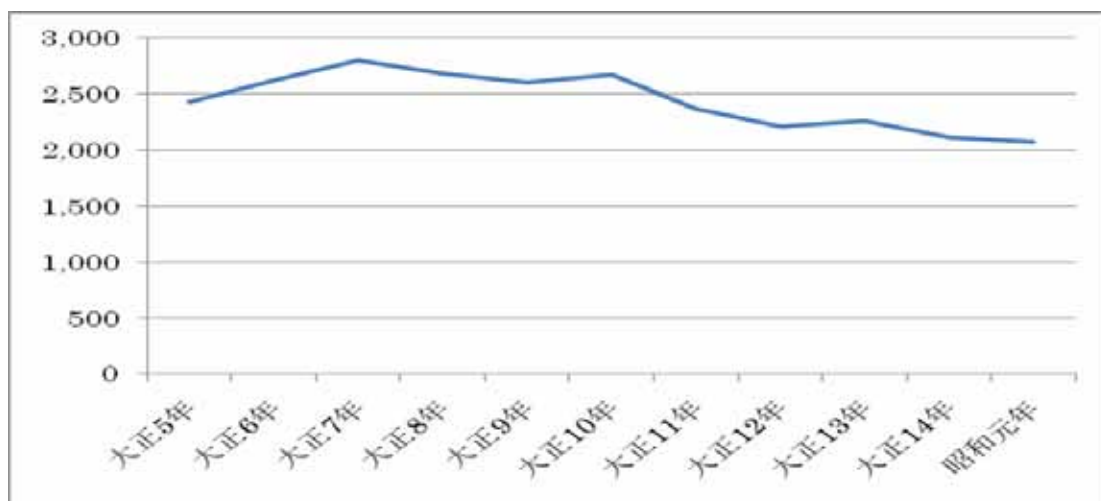
表3 逃亡・失踪者数の推移（大正）

	当年発生(人)	当年までの累 計(人)
大正 5 年	2,433	44,456
大正 6 年	2,628	42,813
大正 7 年	2,803	41,820
大正 8 年	2,683	39,542
大正 9 年	2,609	37,928
大正 10 年	2,671	36,717
大正 11 年	2,369	34,900
大正 12 年	2,217	33,674
大正 13 年	2,266	32,513
大正 14 年	2,112	31,619
昭和元年	2,075	30,618

次に、年度ごとの逃亡・失踪者数の変化を確認してみよう。リストには逃亡・失踪者の生年月日しか掲載されておらず、逃亡・失踪の発生年についての記述はない。便宜的に徴兵検査を受ける満 20 歳時に逃亡・失踪したと仮定し、生年月日から各年ごとの逃亡・失踪者数を割り出したのがグラフ 5 である。



グラフ 5 茨城県における所在不明徴兵最終処分未済者（年度ごと）



グラフ 6 各年ごと逃亡・失踪者数（全国）

逃亡・失踪者が多いのは、大正 9 年（33 名）、明治 43 年（29 名）、大正 6 年（28 名）である。なお、明治 39 年および大正 14 年度の逃亡・失踪者が極端に少ないのは、おそらくリスト作成処理上の都合であると思われる¹⁷⁾。なお、大正期における全国の逃亡・失踪者数の推移をみると、年度ごとに大きな増減はなく漸減しており、大正 9 年度が特に突出しているといった特徴はみられない（グラフ 6 参照）。茨城県における逃亡・失踪者数が大正 9 年に最多を記録した背景には、シベリア出兵時の尼港事件（大正 8 年）の影響があったと考えられる。尼港事件はニコラエフスクの守備隊と居留民がロシアのパルチザン軍に包囲され、多くの犠牲者を出し日本軍が降伏した事件である。このときの日本軍の戦死者 384 人のうち茨城出身者は 281 人に上り、同年、水戸常磐公園で行われた招魂祭には、当時の陸軍大臣・田中義一、参謀総長・上原勇作らが参列し「県民感情の慰撫」につとめたという（茨城県史編集委員会 1984:393-394）。徴兵＝戦死という恐怖感が、翌年の逃亡・失踪者の増加につながったと思われる。

なお、明治初期の茨城県においては、徴兵制度の改正（特に免役条項の撤廃や制限）にあわせて逃亡・失踪者の数が増加していたが、大正期には大きな改正はなく、そうした関連はみられない。

2) 地域による発生率の比較

次に、郡ごとの逃亡・失踪発生率を比較してみよう。残念ながら、大正期の郡ごとの壮丁数を記載した史料は確認できなかった。ここでは昭和 2 年度の郡別の壮丁数を分母として使用する¹⁸⁾。大正期の逃亡・失踪者数は明治期に比べて少なく、年度によっては 0 名となる郡も多いため、ここでは明治 39～大正 14 年の逃亡・失踪者の累計数を分子として使用し、各郡ごとの逃亡・失踪発生率を計算した（表 6 参照）。

逃亡・失踪発生率が高いのは、①東茨城郡（4.67%）、②稲敷郡（4.08%）、③西茨城郡（3.99%）で、それぞれ 58 人、37 人、27 人の逃亡・失踪者を出している。①東茨城郡（現水戸市周辺）は県中央部に位置し、県の政治・経済の中心地として発展してきた地域であるが、明治期と同様、大正期においても高い逃亡・失踪率を示している。②稲敷郡は、明治 22 年の行政区画の変更により、信太郡・河内郡・香取郡が合併してできた新しい郡で、霞ヶ浦の南岸地域（現阿見町、牛久市、竜ヶ崎市の周辺）にあたる。明治期においては、信太郡・河内郡の逃亡・失踪発生率は平均を下回っており、特に逃亡・失踪の多発する地域ではなかった。③西茨城郡は茨城県中央部の西部（現笠間市周辺）に位置し、②稲敷郡と同様に明治期の逃亡・失踪発生率は平均を下回る。

第 1 章で検討した明治 6 年～17 年の時期に高い逃亡・失踪発生率を示したのは、①那珂郡、②東茨城郡、③豊田郡・筑波郡であった。前述のとおり、東茨城郡は大正期も引き続き高い逃亡・失踪発生率を示している。しかし、明治期に最も高い逃亡・失踪発生率を示した那珂郡（現ひたちなか市周辺）は、大正期には逆に最も逃亡・失踪発生率の低い郡となっている。また、豊田郡・筑波郡のうち豊田郡は行政区画の変更により結城郡に合併されているが、大正期につ

いてみると筑波郡・結城郡とも逃亡・失踪発生率は平均以下を示しており、特に逃亡・失踪の多い地域とは判断できない。

表 6 逃亡・失踪の発生率 (大正)

	逃亡・失踪者累計(人)	昭和 2 年壮丁数(人)	逃亡・失踪発生率	年平均逃亡・失踪者数(人)
東茨城郡	58	1242	4.67%	3.22
稲敷郡	37	907	4.08%	2.06
西茨城郡	27	677	3.99%	1.50
鹿島郡	30	799	3.75%	1.67
真壁郡	45	1246	3.61%	2.50
北相馬郡	18	523	3.44%	1.00
行方郡	18	524	3.44%	1.00
久慈郡	39	1137	3.43%	2.17
多賀郡	29	911	3.18%	1.61
結城郡	35	1119	3.13%	1.94
猿島郡	33	1107	2.98%	1.83
新治郡	29	1210	2.40%	1.61
筑波郡	15	856	1.75%	0.83
那珂郡	15	1222	1.23%	0.83
合計	428	13480	3.18%	23.78

注1) 逃亡・失踪者数は明治 40 年～大正 13 年の累計。

注2) 年平均逃亡・失踪者数も明治 40 年～大正 13 年で計算。

以上の分析結果をまとめると、東茨城郡(現水戸市周辺)は明治期・大正期ともに高い逃亡・失踪率を示しているが、その他の地域については、明治期と大正期では逃亡・失踪発生率の高い地域が入れ替わっていることがわかる。では、大正期に高い発生率を示した地域にはどのような特徴があるのだろうか。

この点に関して、地元の新聞紙である『いはらき』に興味深い記事が掲載されているので紹介しておきたい(「稲敷郡と徴兵忌避者」)。明治 38 年に同郡の徴兵医官を務めた「某医官」に

よると、稲敷郡は「従来」忌避者が多い地域であり前年においても同郡では徴兵忌避者があったので、徴兵官らも「一層注意」していたが検査の結果 9 名の忌避者を発見し憤慨に堪えない（明治 38 年 5 月 27 日）。翌月には続報が掲載され、その中の一人は「強度の眼鏡」をかけることで視力を悪化させ「両眼を損ねたる体を装い」兵役を逃れようとしたと忌避の手口が紹介されている（明治 38 年 6 月 9 日）。これらの記事は詐病・毀損による兵役忌避を報じたものであり、逃亡・失踪について直接の言及はないが、稲敷郡においては兵役を忌避する傾向が強かったことを推測させる。また、「某医官」は 9 名の忌避者について「相当の教育を受け相当の資産を有し」ている家庭の子息であり、医師の定期試験に合格したものや多額の国税を納める資産家の子弟もいると嘆いており、明治末においては裕福で教育程度の高い壮丁において兵役を忌避する傾向が高かったことが推測される（明治 38 年 5 月 27 日）。

これに関連して各郡の壮丁の教育程度について、水戸連隊区司令官の談話が『いはらき』に掲載されている（明治 39 年 8 月 18 日）。司令官の談話によると、水戸連隊区で最も教育程度が高いのは①水戸市、②稲敷郡、③新治郡であり、逆に教育程度が最も低いのは①那珂郡、②行方郡、③多賀郡となっている。大正期に高い逃亡・失踪率を示した東茨城郡（現水戸市）と稲敷郡が、教育程度の高い郡の第 1 位と第 2 位に位置付けられているのを考え合わせると、教育程度が高い地域ほど逃亡・失踪率が高くなるとの推測が成り立つ。

教育程度と兵役忌避の関連については陸軍省も関心を示しており、「昭和元年陸軍省統計年報」（第 38 回、昭和元年）には、大正 5 年～昭和元年までの「徴兵忌避者教育程度別」表が掲載されている。この表は「徴兵忌避者」（詐病や逃亡などにより兵役を逃れようとした者）の発生率を教育程度別に示したものである。この表によると、期間を通じて高い発生率を示しているのは「不就学者」と「帝国大学及之ト同等ト認ムル学校卒業者」であり、教育程度の最も低い層および最も高い層から逃亡・失踪を含む「徴兵忌避者」が多数発生していることが読み取れる。この点に関して、菊池は「国民の中堅層の中に軍国主義教育が定着していることを示すもの」とし、「インテリ層」は教育の力（教養）により兵役や戦争を批判する「理性的な徴兵忌避」を行い、「不就学者」は「本能的に、正直な立場」で兵役忌避に走ると指摘している（菊池 1977 : 346）。大正期のリストの分析からは、教育程度の低さと逃亡・失踪の関係を示唆するデータは得られなかったが、徴兵制度の受容において教育が果たした役割を検証するためにも、この点についてはさらなる調査が必要であろう。

4. 失踪・逃亡者の搜索

ここまで明治前期および大正期の茨城県における逃亡・失踪者の状況をみてきた。具体的な数字は、地域・時期ともに断片的にしかわからないが、少なくない数の逃亡・失踪者がいたことが推測できる。彼らはその後どうなったのだろうか。

第 1 章で分析を試みた明治 6 年から 17 年にかけての徴兵失踪者のうち、明治 17 年中に 3 名、翌明治 18 年には 4 名が名簿から削除されている¹⁹⁾。削除の理由については一切記述がなく不

明であるが、死亡もしくは所在が確認されたとみてよいだろう。逃亡・失踪者たちの調査や搜索はどのように行われたのだろうか。

日露戦争のはじまった明治 38 年には、山口県、石川県、岐阜県、群馬県、島根県の 5 県が「徴兵相当者等所在不明者取調手続」を制定しており、茨城県では搜索への協力要請があった場合は「速に調査回答」をするようにとの布達が出されている²⁰⁾。茨城県でも明治 40 年「徴兵処分ヲ受クヘキ所在不明者調査規定」が制定されているので、その内容を確認しておこう²¹⁾。

まず、「市町村長」は毎年 1 月にその年の徴兵相当者（徴兵検査を受けなければならない者）の所在を調査し、所在不明の者がある場合は家族や親戚に捜査させ、なお不明であるときには所轄の「警察官署」に届け出る（第一条）。届出を受けた「警察官署」はただちに捜査を開始、「郡市役所町村役場」は「徴兵終決処分未済者名簿」（本籍・氏名・青年月日を記載）を作成・管理し、毎年 8 月に同名簿の内容を「知事」および「警察官署」に通知する（第二・三・七条）。次に、逃亡・失踪者の搜索に関しては、「郡市長、町村長、警察署長、警察分署長」は相互に連絡を保ちながら「発見に努むべし」（第九条）とされ、搜索に際しては「鉱山工場其の他壮年者の集団する場所」に特に注意すべきこと（第十二条）、また、所在不明者の家族や親戚など周辺にも常に注意し、特に「通信の有無」や「平素の行動行先等」を捜査すべきこと（第十条）などが細かく規定されている。さらに、他の地域の「警察官署」とも相互に連携しつつ捜査を進めるべきことが定められている（第十条）。

要するに、逃亡・失踪者の搜索は、警察と地方行政の末端である郡市町村が主体となつてすめられていたと考えられる。軍当局の関与も当然考えられるが、その点についてはこの史料からはわからない。こうした捜査はどの程度有効だったのだろうか。「昭和元年陸軍省統計年報」（第 38 回、昭和元年）には「所在発見の上当年処分を受けたる者」の数が記載されている。明治期については不明であるが、大正期に発見された逃亡・失踪者の数は、1,369 人（大正 5）、1,169 人（大正 10）、672 人（昭和元）で、それぞれ逃亡・失踪者 1000 人に対して 3.1 人、3.2 人、2.2 人となる。国民の“神聖な義務”である兵役を忌避した失踪・逃亡者に対しては厳しい搜索がなされたと思われるが、実際に発見され処分を受ける者の数は意外に少なかったことがわかる。

この点に関して、興味深い布達が明治初期に出されている（県庁第 435 号、明治 7 年 10 月 25 日）。この布達には軍人・軍属の脱走者に関する陸軍省布第 364 号が転載されているが、その中に次のような記述がある。脱走してきた軍人・軍属が郷里に立ち戻り潜伏していることを知りながら、通報せずこれを匿うという「弊習」が「間々」みられ、はなはだ「不都合」である。今後はこのようなことのないよう各府県においては一層注意すべきである。徴兵制度導入当初は軍隊になじめず逃亡する、逃亡してきた者を匿うといったことが当たり前に行われていたことを推測させる史料である。こうした風潮がいつごろまで持続していたのかを確定することはできないが、逃亡・失踪者の多くが発見されなかったということは、こうした風潮が意外に長く人々の間に共有されていたことを推測させるのである。

5. むすびにかえて・・・今後の課題

本稿では二つの徴兵逃亡・失踪者に関するリストの分析を通して、明治初期（明治6～17年）および大正期（明治39～大正14年）の茨城県における逃亡・失踪者の実態の一端を明らかにしてきた。また、茨城県の行政文書や『いはらき』の記事、さらには陸軍省の「統計年報」などさまざまな史料をつなぎあわせることで、逃亡・失踪者を取り巻く状況についても一定の考察を加えることができた。本稿を終えるにあたり、これまでの分析により明らかにできたことを整理しつつ、今後の課題を示しておきたい。

二つのリストの分析・比較から明らかになったのは、①明治初期においては1421名であった逃亡・失踪者数が大正期には428名と約3分の1に激減したこと、②教育程度が高い地域において逃亡・失踪の発生率が高いこと、③農家の次男以下において逃亡・失踪する者が多いこと（大正期については不明）である。そのほかにも、④予備役・後備役においても逃亡・失踪者がいたこと、⑤逃亡・失踪者の搜索が困難であったことなどが明らかになった。

こうした事実は何を意味するのだろうか。第一に、二つのリストの間、すなわち、明治20年代～30年代に、軍隊や徴兵に対する人々の意識が変化し、徴兵制度の受容がすすんだことがあげられる。その理由としては、歩兵第二連隊の水戸移転、日清・日露戦争による徴兵人員および戦傷死者の増加、徴兵制度の改正・整備、義務教育の普及などが考えられるが、実際にはこうした要因が複雑に作用しあいながら、人々の意識を徴兵制度の受容へと変化させていったと思われる。

第二に、しかしながら、人々は徴兵制度を受容しつつも忌避感情や抵抗をすべて捨て去ったわけではなかったことがあげられる。逃亡・失踪者のうち捕縛される者が少なかったことは、逃亡・失踪者の搜索システムがうまく機能していなかった可能性を示唆している。搜索システムの末端は地方行政・警察機構であるが、その搜索がスムーズにすすまなかったことは、人々の間に逃亡・失踪者を匿う・庇うといった心情が存続していたことを推測させる。すなわち、徴兵を嫌っていた人々は次第に徴兵を受容するようになっていったが、徴兵を忌避する心情もまた消えることなく存続していたと思われる。

徴兵をめぐる人々の態度は複雑である。上述したような受容と忌避という相反する二つの心理のせめぎあいのなか、時代や地域、さらには個人的な事情に制約を受けながら、人々はそれぞれの態度を決していったものと思われる。残念ながら今回の調査では、徴兵と民衆（国家と国民）の関係が大きく変化したと思われる、明治20年代～30年代の逃亡・失踪に関する史料を確認・収集できなかった。今後はこの時期の調査研究をさらにすすめ、どのような要因が逃亡・失踪の減少（徴兵制度の受容）を促したのか検証していきたい。また、本稿では扱えなかった予備役・後備役の逃亡・失踪者についても今後の課題としたい。

【注】

- 1) 「失踪」は徴兵忌避の確証はないが行方をくらました者、「逃亡」は徴兵忌避の目的で行方をくらました者と区別されるが、軍当局においてもその区別は曖昧であった。ゆえに、本稿では特に区別せず行方不明のため兵役に就かなかった者として同列に扱うこととする。失踪と逃亡の区別については池山 2002 : 21-22 を参照。
- 2) 罰則については、明治 16 年改正の徴兵令第 44 条に「兵役を免れんが為め逃亡し又は潜匿し若くは身体を毀傷し疾病を作為し其他詐欺の所為ある者は 1 月以上 1 年以下の重禁錮に処し 3 円以上 30 円以下の罰金を附加す」と記されている。また、昭和 2 年の兵役法第 74 条には「兵役を免るる為逃亡し若は潜匿し又は身体を毀傷し若は疾病を作為し其の他詐欺の行為を為したるものは 3 年以下の懲役に処す」と記されている。
- 3) 主な先行研究としては福地 1987、神田 2004、吉良 2001 および 2002、池山弘 2002 および 2003 などがあげられる。
- 4) 生田目は明治初・中期における茨城県北部地域において、詐病や養子縁組などによる徴兵忌避が行われていたことを明らかにしているが、逃亡・失踪に関してはほとんど触れていない（生田目 1978）。
- 5) 陸軍省の統計年報は旧漢字とカタカナにより表記されているが、本稿では読みやすさを考慮し、カタカナをひらがなに直し漢字も必要に応じて改めた。以下も同様。
- 6) 県布達第 198 号（明治 8 年 8 月 12 日）。戸主にかわり家を治める者は免役とされたため、父母が病気と偽ったと推測される。同布達では診断書や戸籍を提出させるように注意を促している。
- 7) 徴兵忌避に関する研究としては菊池 1977、加藤 1999、松下 1959 などが上梓されている。また、『潮』1972 年 9 月号には実際に徴兵を逃れた 100 人の貴重な証言が掲載されている。
- 8) その他に、身長 5 尺 1 寸未満者、不具廢疾者、官吏、医科学生、陸海軍生徒、官公立学校生徒、外国留学者、父兄病弱のため家を治める者、「徒」以上の罪科者、徴兵在役中の兄弟などが免役となった。免役条項の変遷については加藤 1996 : 46-50 を参照。
- 9) 名簿の末尾には 1,424 名と記載されているが、筆者が確認したところ氏名が確認できるのは 1,421 名であった。
- 10) 明治 16 年兵の失踪者は 49 人となっており、翌年が 0 人になるとは考えにくい。明治 17 年分も 16 年兵のところに合算されている可能性もあるが断定はできない。
- 11) 池山 2002 : 17 に掲載された「愛知県に於ける脱走等開始年度別不参人員表（明治 14 年）」の数値をもとに作成。
- 12) 愛知県の数値については池山 2002 : 15 および 23 を参照。
- 13) 県布達乙第 85 号（明治 18 年 7 月 29 日）、県布達乙第 67 号（明治 19 年 6 月 26 日）、県令乙第 15 号（明治 20 年 3 月 8 日）、県訓令第 99 号（明治 22 年 10 月 5 日）。いずれもリストに相当する別冊は「略」もしくは「次号に掲載」などとなっているが、リストそのものを確認することはできなかった。また、明治 20～21 年には予備役・後備役兵の逃亡・失踪者の調査を命じる県令が出されている。
- 14) 明治 16 年改正時、陸軍の場合。

- 15) 訓示甲第2号(明治20年12月)、北茨城市役所蔵「郡役所諸達訓示綴」(茨城県史編集会1990:201-202)。
- 16) 本来ならば同じ時期で比較すべきであるが、史料の制約上、最も近い時期の数値で比較せざるをえなかった。陸軍省の統計年報における徴兵逃亡・失踪者の扱いは、時期や年度により「逃亡」「失踪」「所在不明」などさまざまな項目に分かれており比較が困難である。本稿では、明治18年の数値は「陸軍省第12年報」(明治19年)、明治19年の数値は「陸軍省第1回統計年報」(明治20年)、明治22～30年の数値は「陸軍省第17回統計年報」(明治35年)、大正5～昭和元年の数値は「昭和元年陸軍省統計年報」(昭和元年)より引用した。
- 17) 『いはらき』(第4455号、明治39年8月2日)に結城郡の徴兵検査成績が掲載されている。この記事によると明治39年度の結城郡の「失踪逃亡」は81名となっている。
- 18) 昭和2年度の壮丁数は県告示第91号(昭和2年2月28日)に掲載された「昭和2年水戸連隊区管内徴兵検査及抽籤の日時並徴兵署設置場所通知表」の「検査予定人員」を郡ごとに集計したものを使用した。
- 19) 県布達乙第21号(明治17年8月13日)は削除すべき失踪者の氏名と本籍(郡・村)を、県布達乙第109号(明治18年10月29日)は削除すべき失踪者の氏名と本籍(郡・村)、戸主との続柄を掲載している。
- 20) 山口県については告示第343号(明治38年8月11日)、石川県については告示第358号(明治38年8月25日)、岐阜県については告示第398号(明治38年9月20日)、群馬・島根両県については告示第413号(明治38年9月29日)に掲載。
- 21) 茨城県は明治36年2月に「徴兵失踪者取扱手続」(訓令甲第14号)を制定しているがこれにより廃止された。明治36年の「徴兵失踪者取扱手続」は未入手。また、昭和5年に「徴兵検査ヲ受クヘキ所在不明者調査規程施行細則」(訓令甲第31号、昭和5年11月17日)が制定され、明治40年の「徴兵処分ヲ受クヘキ所在不明者調査規程」は廃止された。なお、同規程は漢字カタカナ表記となっているが、読みやすさを考慮し本稿では引用部分にもひらがなを使用、必要に応じて現代表記に改めた。

【参考文献】

- 池山弘, 2002, 「<論説>愛知県に於ける明治十年代の徴兵忌避の特質—『脱走等届書類』(明治14年・愛知県庁文書)の分析」『四日市大学論集』第15巻 第1号。
- , 2003, 「<論説>愛知県における日清・日露戦争期の徴兵忌避の特質」『四日市大学論集』第15巻 第2号。
- 茨城県史編集委員会, 1984, 『茨城県史 近現代編』茨城県。
- 茨城県史編集会, 1990, 『茨城県史料 近代政治社会編IV』茨城県。
- 加藤陽子, 1996, 『徴兵制と近代日本1868～1945』吉川弘文館。
- , 1999, 「反戦思想と徴兵忌避思想の系譜」『近代日本文化論10 戦争と軍隊』岩波書店。
- 吉良芳恵, 2001, 「<研究ノート>徴兵制からの逃亡—東京の「所在不明者」たち」日本女子大学史学研究会『史艸』第42号。

- , 2002, 「第 13 章 徴兵制における所在不明者—昭和初期長野県の兵事資料から」 上山和雄編『帝都と軍隊—地域と民衆の視点から』日本経済評論社.
- 神田文人, 2004, 「<研究ノート>徴兵忌避と千葉県」千葉県史料研究財団編『千葉県史研究』千葉県.
- 菊池邦作, 1977, 『徴兵忌避の研究』立風書房.
- 戸部良一, 1998, 『日本の近代 9 逆説の軍隊』中央公論社.
- 生田目靖志, 1978, 「明治初中期における徴兵忌避の実態—常備兵免役概則をめぐって—」地方史研究協議会編『茨城県の思想文化の歴史的基盤』雄山閣出版.
- 福地曠昭, 1987, 『命 (ぬち) まさい—兵役を忌避した沖縄人』那覇出版社.
- 松下芳雄, 1959, 『陸海軍騒動史』くろしお出版.
- 「特別企画 日本人の兵役拒否と抵抗の体験」『潮』1972 年 9 月号.

(みかみ まりこ 国士舘大学ほか非常勤講師)